

居住支援協議会の設立

居住支援協議会とは ※国の目標：居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 50%（R12、R2は25%）

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条）

【住宅政策】

住宅セーフティネット、公営住宅など

住宅の確保に配慮を要する者

低所得者

被災者

高齢者

【福祉政策】

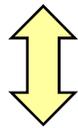
生活困窮者自立支援、高齢者福祉など

福祉サービス・支援の対象者

障がい者

子育て世帯

住宅政策と福祉政策で呼称は違うが対象者は同じ



対象者の問題を解決するには、住宅・福祉政策が課題を共有し、協働して取り組むことが必要

日向市居住支援協議会の設立（以下は設立準備会会員）

福祉関係団体

- 社会福祉法人日向市社会福祉協議会
- 地域包括支援センター（中央・日知屋・財光寺・南部・東郷）
- NPO法人（あったかほーむ愛あい、延岡ほほえみの会）
- 日向市・東臼杵郡障がい児者基幹相談支援センター

不動産関係団体

- 延岡日向宅建協同組合
- (一社)全国空き家アドバイザー協議会宮崎県日向支部

法律関係団体

- 宮崎県司法書士会延岡支部

行政関係

- 日向市福祉部福祉課、健康長寿部高齢者あんしん課、建設部建築住宅課